

○尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例 施行規則

昭和57年10月7日

規則第64号

改正	昭和58年6月1日規則第52号	昭和59年3月31日規則第24号
	平成10年12月9日規則第59号	平成11年3月24日規則第11号
	平成16年3月25日規則第10号	平成17年10月25日規則第78号
	平成18年3月30日規則第36号	平成19年3月28日規則第24号
	平成20年3月27日規則第13号	平成21年11月19日規則第79号
	平成22年5月31日規則第31号	平成23年3月31日規則第31号
	平成24年3月30日規則第51号	平成25年6月27日規則第55号
	平成26年3月31日規則第19号	平成27年3月31日規則第29号
	平成27年6月25日規則第43号	平成28年3月30日規則第19号
	平成30年6月29日規則第43号	令和2年3月12日規則第4号
	令和5年3月31日規則第44号	

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例(昭和57年尼崎市条例第32号。以下「条例」という。)第4条第1項、第5条第3項、第6条第1項、第8条第1項、第9条、第10条ただし書、第14条、第21条及び別表第1の規定に基づき、公園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平16規則10・平17規則78・平21規則79・平23規則31・平25規則55・令5規則44・一部改正)

(使用料の額)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(平17規則78・一部改正)

(軟式野球場等の利用の許可の手続)

第3条 条例第4条第1項後段の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長が別に定めるネットワーク(電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。)上のシステム(電子計算機により継続的に情報を処理する仕組みをいう。)を利用した上で、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

(平10規則59・追加、平17規則78・平18規則36・平27規則43・平28規則19・平30規則43・一部改正)

(利用の制限)

第4条 条例第5条第3項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 魚釣施設を利用している者の数が500人を超えるとき又は釣台を利用している者の数が400人を超えるとき若しくは釣台で釣りを行っている者の数が300人を超えるとき。

- (2) 釣台を利用することが危険であると認める者が釣台に入ろうとするとき。
- (3) 天候の急変により魚釣施設を利用させることが危険であると認めるとき。

(平10規則59・平17規則78・一部改正)

(行為の許可の手続)

第5条 条例第6条第1項の許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は行為許可申請書を、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は行為許可事項変更許可申請書を、それぞれ行為をしようとする日又は許可を受けた事項の変更をしようとする日の2月前から7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭58規則52・平10規則59・平17規則78・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規則で定める特別の理由は、別表第3の左欄に掲げるとおりとする。

- 2 使用料の減免額は、別表第3の左欄に掲げる理由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる使用料について同表の右欄に掲げる額とする。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平10規則59・平17規則78・一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規則で定める特別の理由は、別表第4の左欄に掲げるとおりとする。

- 2 使用料の還付額は、別表第4の左欄に掲げる理由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる使用料について同表の右欄に掲げる額とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、別表第4の左欄に掲げる理由が発生した日以後10日以内に使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、魚釣施設の使用料の還付を受けることができる者から、当該還付に代えて後日魚釣施設を再利用したい旨の申出があったときは、これを認めることができる。

(平10規則59・平17規則78・一部改正)

(釣りをを行う者の遵守事項)

第8条 魚釣施設で釣りをを行う者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 釣台を必要以上に広く占有して釣りを行わないこと。
- (2) 3本以上の釣糸を用いて釣りを行わないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼす危険な投げ釣りを行わないこと。
- (4) さお釣り及び手釣り以外の方法で水産動植物を採捕しないこと。
- (5) めいていして釣りを行わないこと。

(平10規則59・一部改正)

(指定申請の公告)

第9条 市長は、条例第13条の規定により魚釣施設等又は軟式野球場等の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第14条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平17規則78・追加、平21規則79・一部改正、平21規則79・旧第10条繰上・一部改正、令5規則44・一部改正)

(指定申請の方法)

第10条 指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。

- 2 条例第14条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当

する書類)

- (2) 役員(法人以外の団体にあっては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平17規則78・追加、平21規則79・旧第11条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定等の通知)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平17規則78・追加、平21規則79・旧第12条繰上)

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、魚釣施設等及び軟式野球場等の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第17条各号に掲げる業務に関する事。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関する事。
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関する事。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関する事。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関する事。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(平17規則78・追加、平21規則79・一部改正、平21規則79・旧第13条繰上・一部改正、令5規則44・一部改正)

(付属設備)

第13条 条例別表第1の規則で定めるものは、別表第1(1)付属設備の項に掲げるものとする。

(平21規則79・追加、平25規則55・一部改正)

(施行の細目)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平10規則59・一部改正、平16規則10・旧第11条繰上、平17規則78・旧第10条繰下・一部改正、令5規則44・一部改正)

付 則

この規則は、昭和57年10月8日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の規定中超過使用料以外の魚釣施設の使用料に係る部分 昭和57年10月12日
- (2) 別表第1の規定中超過使用料に係る部分 条例第4条第2項ただし書及び別表第1の規定中超過使用料に係る部分の施行の日

付 則(昭和58年6月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成10年12月9日規則第59号）

この規則は、平成10年12月10日から施行する。

付 則（平成11年3月24日規則第11号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月25日規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月25日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（選定手続の特例）

- 2 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成17年尼崎市条例第54号）付則第2項の規定により選定をする場合にあっては、第1条の規定による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条及び第11条の規定は、適用しない。

付 則（平成18年3月30日規則第36号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成18年7月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月27日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年11月19日規則第79号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条各号列記以外の部分の改正規定（「第12条」を「第13条」に改める部分を除く。）及び第13条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年5月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（平成23年3月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第1条及び別表第4の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請された使用料の減免については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月30日規則第51号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月27日規則第55号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第29号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月25日規則第43号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

付 則(平成28年3月30日規則第19号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

付 則(平成30年6月29日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1(2)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の駐車場の利用について適用し、施行日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第3第6項の規定は、施行日以後に行われる減免対象手続(同項に規定する減免対象手続をいう。)に係る使用料の減免について適用する。

付 則(令和2年3月12日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる許可行為(尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例(昭和57年尼崎市条例第32号)第19条第4項に規定する許可行為をいう。以下同じ。)に係る使用料について適用し、同日前に行われた許可行為に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和5年3月31日規則第44号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

(昭59規則24・平10規則59・一部改正、平18規則36・全改、平19規則24・平21規則79・平22規則31・平26規則19・平28規則19・平30規則43・令2規則4・一部改正)

(1) 有料施設等(駐車場を除く。)の使用料

有料施設等の名称		利用区分		単位			金額	
魚 釣施設	展望台 連絡橋 釣台	釣り以外に利用する場合	1人1回	大人			200円	
				小人			100円	
				団体利用	30人以上	大人	180円	
					100人未満	小人	90円	
						100人以上	大人	160円
					小人		80円	
		釣りをを行うために利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人			830円
					小人			410円
					回数券(1冊6枚つづり)		大人	4,150円
						小人	2,050円	
	超過使用料	1人4時間を超える1時間ごとに	大人	0円				
			小人	0円				
軟式野球場				1時間			2,500円	
多目的運動広場				1時間		全面使用	3,600円	
						2分の1	1,800円	

			面使用 4 分 の 1 面使用	900円
付 属	望遠鏡		1基1回	100円
設 備	ロッカー		1箱1回	100円

(2) 有料施設等(駐車場に限る。)の使用料

駐車時間	金 額	
	大型自動車以外の車 両	大型自動車
30分未満	100円	200円
30分以上1時間未満	200円	400円
1時間以上1時間30分未満	300円	600円
1時間30分以上2時間未満	400円	800円
2時間以上6時間未満	500円	1,000円
6時間以上7時間未満	600円	1,200円
7時間以上8時間未満	700円	1,400円
8時間以上	800円	1,600円

別表第2

(令2規則4・一部改正)

行 為	単 位	金 額
行商、募金、出店等を行う場合	占用面積1平方メートルにつき1 日	632円
業として写真を撮影する場合	写真機1台につき1日	2,000円
業として映画等を撮影する場合	1日	8,778円
展示会、集会等を行う場合	占用面積1平方メートルにつき1 日	8円
その他公園の全部又は一部を独占 して使用する場合	占用面積1平方メートルにつき1 日	18円

別表第3

(平10規則59・追加、平11規則11・平19規則24・一部改正、平23規則31・全改、平24規則51・平27規則29・平28規則19・平30規則43・令5規則44・一部改正)

理 由	使用料	減免額
1 国又は地方公共団体が、公益上の目的で、軟式野球場若しくは多目的運動広場(以下「対象施設」という。)を利用し、又は条例第6条第1項各号に掲げる行為(以下「対象行為」という。)をするとき。	対象施設の使用料	当該使用料の10分の5に相当する額
	別表第2に規定する使用料	当該使用料の全額
2 本市の区域内に存する次の各号のいずれかに該当する施設に在籍する者で構成される団体が、当該各号に定める目的で、対象施設を利用し、又は対象行為をするとき。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずる学校 教育の目的 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども	対象施設の使用料	当該使用料の10分の5に相当する額
	別表第2に規定する使用料	当該使用料の全額

園 教育又は保育の目的 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所保育の目的		
3 本市の区域内に事務所又は事業所を有する公の青少年団体その他の公の団体が、公益上の目的で、対象施設を利用し、又は対象行為をするとき。	対象施設の使用料 別表第2に規定する使用料	当該使用料の10分の3に相当する額 当該使用料の全額
4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車場を利用するとき。	駐車場の使用料(当該身体障害者手帳の交付を受けている者が所有し、かつ、専用する自動車を利用する場合の使用料に限る。)	当該使用料の10分の5に相当する額
5 都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者が駐車場を利用するとき。	駐車場の使用料(当該療育手帳の交付を受けている者が所有し、かつ、専用する自動車を利用する場合の使用料に限る。)	当該使用料の10分の5に相当する額
6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車場を利用するとき。	駐車場の使用料(当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が所有し、かつ、専用する自動車を利用する場合の使用料に限る。)	当該使用料の10分の5に相当する額
7 利用の許可の手続、使用料の納付又は還付の手続その他軟式野球場又は多目的運動広場の利用に関する手続として市長が別に定めるもの(以下これらを「減免対象手続」という。)を行うために駐車場を利用するとき。	駐車場の使用料	減免対象手続に要した時間(駐車場を1回利用する間に2以上の減免対象手続を行ったときは、それぞれの減免対象手続に要した時間の合計時間)に相当する駐車時間に係る当該使用料の額
8 その他市長が特別の理由があると認めるとき。	所定の使用料	その都度市長が定める額

別表第4

(平10規則59・追加、平23規則31・平28規則19・平30規則43・令5規則44・一部改正)

理由	使用料	還付額
1 魚釣施設の利用者の責めに帰することのできない理由により魚釣施設にとどまり、又は釣りを続けることができないとき。	魚釣施設の使用料(釣りをを行うために利用する場合の基	釣りを行うことができない時間1時間(1時間未満の端数は切り捨てる。)につき当該

なくなったとき。	本使用料に限る。)	使用料の4分の1に相当する額
	魚釣施設の使用料(釣り以外に利用する場合の使用料に限る。)	当該使用料の全額
2 利用の許可又は行為の許可を受けた者がその利用又は対象行為の日の10日前までに当該利用の許可又は行為の許可の取消しを申し出たとき。	対象施設の使用料又は別表第2に規定する使用料	当該使用料の全額
3 利用の許可又は行為の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその利用又は対象行為をすることができなくなったとき。	対象施設の使用料又は別表第2に規定する使用料	その都度市長が定める額